

長崎県公正入札調査委員会設置要綱（土木部）

（最終改正：平成29年3月29日付28建企第668号 土木部長通知）

1. 趣旨

土木部所管の建設工事及び建設関連業務委託（建設関連維持管理業務委託を含む）（以下「建設工事等」という。）の入札の適正を期するため、土木部及び土木部関係地方機関に公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

- （1）土木部 土木部長を長とし、技監、次長、監理課長、建設企画課長及び事業担当課長をもって構成する。
- （2）地方機関 振興局長又は建設部長又は所長又は本庁事業担当課長等を委員長とし、工事担当主務課長以上の職にある者から各地方機関で選定した者を委員として組織する。

なお、地方機関とは、振興局、本庁事業担当課（土木部指名審査委員会付議分を除く）、その他の出先機関が該当する。

3. 調査審議事項

- （1）入札談合情報に対する調査に関すること
- （2）入札等に係る情報の管理に関すること
- （3）入札等に係る不正事件が発生した場合の調査に関すること
- （4）その他、入札の公正を妨げるおそれがある場合の対応に関すること

4. 会議

会議は、委員長が必要に応じて随時開催するものとする。但し、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合は、委員長は書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

5. 事務局

委員会の事務局は、入札執行を行う課におくものとする。

附則

- この要綱は、平成7年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成8年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成19年4月18日から施行する。
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。